The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	経営監督システムとしての監査委員会制度の考察 ：日米韓の近時の改正を中心に
Author(s)	李, 孝慶
Citation	阪大法学. 2004, 54(1), p. 189-217
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54817
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

経営監督システムとしての監査委員会制度の考察

――日米韓の近時の改正を中心に――

李　孝慶

一　はじめに

アイゼンバーグ教授は、一九七六年の彼の著書である『The Structure of The Corporation』[1]及び以降の一連の論文[2]などにおいて、モニタリングモデル[3]に対する意見を以下のように展開している。モニタリングモデルに期待される機能とは、経営陣の内部からではなく、外部から経営者の権限を制御できる組織を設置することによって、より効率的に企業の資源を管理し、経営者と株主間の利害の衝突を調整し、ひいては企業による公益への寄与の改善や収益力を向上する点にある。[4]近時、モニタリングモデルは、経営陣を制御するための手段として重要な役割を果たしていると考えられている。[5]

また、ALI（米国法律協会）のコーポレート・ガバナンス原則（以下、ALI原則という）では、取締役会のモニタリング機能を効果的に遂行するため、取締役会や監査委員会のメンバーは、少なくとも三人からなる社外者であり、その内、過半数の者は上級執行役員と重要な関係を有しない独立[6]した者でなければならないとした。[7]

そして、米国においては、モニタリングモデルが適切に機能するために、取締役会の下に各種の委員会を設置する方法が採用されている。[8] 委員会制度は基本的に会社業務の特定の側面を監督する責任を効果的に遂行し、[9] また、会社の利益のため、特別な知識を使うなど、時間的な余裕がない社外取締役が直面する問題を解決するために考案された制度と言われている。[10][11] ＡＬＩ原則では、会社構造に関して一定規模の大企業は、監査委員会以外に、指名委員会、報酬委員会を取締役会の下に設置することを勧告している。[12]

ちなみに、経営監督システムとしては、従来から米国のような取締役会中心の一元制と、ドイツのような二元制を想定することができると言われてきた。そして、米国型では、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役と委員会制度の拡充が図られてきたのである。特に、一九九〇年代以降、米国企業が構造改革などを通して国際競争力を回復したため、米国のコーポレート・ガバナンスの長所に関心が集まるようになった。しかし、二〇〇一年には、エンロン社の破綻などに見られる会計不正事件が連続的に発生したため、米国は、企業に対する投資家の信頼を回復するために、経営者への監視・監督を強化するための改正を行っている。[13] 一方、ドイツでは、企業は、監査役会の場での労使の利害調整の下で、重要な経営方針の決定や取締役会の監視を行ってきた。現在、こうした伝統を残しつつ、経営の監視と執行を分離する機構改革が進行中であり、監査役会の中に監査委員会と報酬・指名などの役割をもつ各種の委員会を設けるなど、米英の制度に近づきつつある。ドイツにおける取締役会は、米企業の執行役員会に相当する役割を担うことになる。[14]

韓国の場合は、一九九七年のＩＭＦ危機を契機として、経営の透明性確保に重点をおいたコーポレート・ガバナンスに関する制度の作業を推進してきた。その結果、米国型監査委員会、社外取締役制度を導入することによって企業統治を改善してきたが、その成果はいまだ十分な水準ではないと評価されている。一方、日本では平成十五年

四月から社外取締役中心の各種委員会制度と執行役員制度を導入したこと（商法特例法二一条の五、二一条の七第三項、二一条の一二）は、[15] 米国型の企業統治の効率性が一定の範囲で認められたと考える。

日本において、委員会設置会社制度を採用することは、従来の監査役制度を廃止し、その代わりに取締役会の内部機関として各種委員会を設置することで、経営を監視（モニタリング）するという仕組みを導入することであり、米国型に類似した経営監督システムを採用することを意味する。そして、そのコーポレート・ガバナンスの構造の中で、モニタリングの中心的役割を担う機関の一つが監査委員会である。そこで、本稿では、企業経営の効率性を確保し、経営陣の経営に対する効果的な監督をするためには、各監査委員の独立性の確保が極めて重要であること、既存の取締役会の形骸化を改善し、その機能を活性化する方策の一つとして委員会制度を活用することが重要であるという認識から、米国法・日本法・韓国法における監査委員会に関する法制を比較検討する。その具体的な方法としては、まず、米国における委員会制度の歴史的背景と委員会制度に関する各種の法規範を確認した上で、米国の最近の改正内容を分析し、それら米国法の検討から独自の監査委員会制度を導入した日本法と韓国法への示唆を得て、モニタリングモデルへの転換に伴う幾つかの争点を検討したいと考える。

二　委員会制度の理論的背景

（一）委員会制度の必要性

（1）効率性及び専門性の確保

取締役会は合議制の機関であるため、会議を開催することを中心にその機能を行うことになる。しかし、現実には、会議を頻繁に開くことは困難であり、その規模や会議時間などを鑑みると、満足できる成果を得ることは難し

いことも多い。そこで、特定の問題に対しては取締役会の中に委員会を設置し、その委員会に当該問題を検討させ、その結果を取締役会に報告する制度を採用することが有益である。委員会を設置することで、重要な問題を専門的・効果的に検討することが期待できる。[16] 特に、取締役会の形骸化が問題になる状況においては、このような機能を委員会に求めることで、形骸化という状況を打開することが期待される。

なお、取締役会に関する世界的な研究機関であるConference Boardの報告書では、[17] 委員会制度の長所は取締役会活動の効率化・専門化及び客観性の確保にあるという。委員会の構成員は、通常は少数（三―五名程度）であり、少数の委員による合議によって、効率的・専門的な問題の処理が可能となる。また、社外取締役を委員とした場合には、客観的・公正的な判断がされることも期待できる。故に、同報告書においては、監査委員会と指名委員会は、ほとんど社外取締役で構成されるべきと指摘している。もっとも、同報告書では、委員会制度の短所として、委員ではない取締役と委員である取締役の間で、委員会において検討された事項に対しその責任の限界が不明な場合が生じるため、委員ではない取締役がその事項に対して無関心になる恐れがあるという点も指摘されている。

（2）取締役会の客観性

取締役会による業務執行の監督の客観性を担保するためには、その公正な判断の確保が極めて重要である。この点、取締役会の客観性が時に歪められる要因として、最高執行役員（以下、「ＣＥＯ」という）が取締役を選任する実質的な権力を持っているため、ＣＥＯの責任が問題になるような場合に、ＣＥＯの影響によって、取締役会の判断が歪められるという点が挙げられる。そこで、この問題を改善するためには、権力をＣＥＯから分離する必要がある。その方法としては、指名委員会制度[18]の導入・拡大と社外取締役の独立性を配慮した委員会制度中心の活動の強化が考えられる。

（3）監査・監督機能の強化

取締役会の委員会の中では、監査委員会は特に重要視されている。監査委員会が社外取締役で構成され、経営陣からの独立性が確保されることで、内部監査の客観性の強化と社外取締役に対する情報提供及び財務報告書の信頼性の確保などにより経営監督の効果が高まる。

（二）米国における委員会制度の歴史

米国の各州の会社法は取締役会に業務執行に関する意思決定権限と役員などに対する監督権を認めている。しかし、普通法（common law）によれば、取締役会は会社の経営権の一部分を委任できるので、取締役や役員、使用人などで構成される委員会を設置して、これに取締役会の権限と機能を委任することが行われてきた。[19] もっとも、初期は裁量の余地がない（ministerial）権限と裁量可能な（discretionary）権限を区分して前者の委任のみが認められてきた。[20] また、普通法によれば、取締役会の閉会中、取締役で構成される執行委員会を設置し、これに会社の経営に関する一時的な意思決定権限を委任することができたが、従来、その権限の範囲は不明瞭であり委員会に委任できない権限まで委任される傾向があった。そこで、委員会に対する規定が州の立法によって成立し、委員会の権限の範囲が明確化されることになった。[21] しかし、現在の判例と制定法は裁量の余地がない権限だけではなく、裁量的権限の行使までも委員会に委任できるように認める傾向がある。[22] なお、現在、各州の会社法は、委員の選任手続と委員会に委任可能な取締役会の権限を詳細に規定している。[23]

米国の大規模公開会社においては、取締役会の構成員の過半数以上が社外取締役で構成されるとともに、各種の委員会が設置・運用されているのが現状である。そして、その委員は、全部または大部分が社外取締役によって構

成され、大部分の会社に監査委員会、報酬委員会、執行委員会が設置されている。その他、会社によっては、ストック・オプション委員会（stock-option committee）、年金委員会（pension committee）、指名委員会などが設置されている。[24]

ちなみに、一九七七年の調査によれば、一般的な公開会社では三つの委員会が設置されていた（また、大部分の会社では少なくとも一つ以上の委員会が置かれていた）。製造業界では、監査委員会が九三％、報酬委員会が九〇％、執行委員会は八七％、非製造業界では、それぞれ九四％、八九％、八八％の委員会が設置されていた。[25] また、一九八五年調査によれば、調査対象九五六社の大会社に最も活用されている主な委員会は、監査委員会、報酬委員会、執行委員会、指名委員会、財務委員会である。その設置率はそれぞれ九七％、八五％、七一％、五〇％、二八％である。この数値は監査委員会が一九七二年の調査[26]では四五％であって、指名委員会が一九七七年の調査[27]で一五％の比率であったことから、委員会制度がその数年間で急速に広がったことが分かる。その理由は、一九七八年以来、ＮＹＳＥ（ニュ―ヨーク証券取引所）の上場要件として、独立の社外取締役で構成される監査委員会の設置が義務付けられたこと、取締役会の独立性確保に対して社会的な要求が高まったこと、また取締役に対する厳格な法的責任の追及が増加したことが挙げられる。[28]

以上のような過程を経て、一九九九年の調査にでは、九〇二社の上場会社の内、一〇〇％が監査委員会、九九％が報酬委員会、七四％が指名委員会を設置するに至っている。[29]

三　米国における監査委員会制度の最近の動向について

米国の州会社法上、監査委員会の設置はコネチカット州を除いては強制されていない。[30] しかし、監査委員会が急

速に増加したのは前述の通りである。[31][32]

（一）ＳＥＣ（証券取引委員会）などの勧告

米国では監査委員会が七〇年代後半から急速に増加したのであるが、[33]その直接の契機としては、一九七〇年代にペン・セントラル鉄道会社の経営破綻と粉飾決算、ウォーターゲート事件で見られるガルフ石油会社の不正な政治現金、ロッキード航空会社による海外で行われた賄賂事件など、大会社の不正・違法な行為が多数摘発されたことが挙げられる。[34]それら一連の事件によって、公示されている会社財務諸表の信憑性に対する疑惑が浮かび上がり、外部監査の強化が社会的に主張されることになった。また、これと同時に会社内部において監査または統制機能が麻痺した点が指摘され、これに対する改善が要請された。特に、会社の業務執行に対して監督機能を遂行するべき取締役会がその役割を果たしてないとの指摘は多く、取締役に対する責任追及をより厳格にすべきであるとの社会的要請は強くなっていた。このような社会的背景から、米国の公的機関、特にＡＩＣＰＡ（公認会計士業界）とＳＥＣ（証券取引委員会）は公開会社に対する会社の財務諸表を監査する独立の監査人（auditor）を指名して、監査人と監査業務を協議することを任務とする社外取締役で構成される監査委員会を設置することを勧告した。更にＳＥＣは、一九七四年に会社が株主に送付する委任状には監査委員会の有無とその委員の名簿を記載する旨を強制する開示の原則を採択した。もっとも、監査委員会が決定的に急速に広がったのは、ＮＹＳＥによる規制の改正からである。一九七七年に、ＮＹＳＥはＳＥＣの勧告に従って、ＮＹＳＥに上場されたすべての会社が、経営者から独立した社外取締役で構成される監査委員会を設置することを義務化し、これを上場継続要件として規定したのである。[35]また、一九八七年に構成されたトレッドウェイ委員会（Treadway Commission）は、[36]監査の独立性維持の

ため、監査委員会の必要性を再び強調して、監査委員会運営指針（Good Practice Guidelines for the Audit Committee）を発表し、監査委員会の構成と運営方法などに関する対策を提示した。

現在、ＡＭＥＸ（アメリカン証券取引所）[37]とＮＡＳＤＡＱ（米店頭株式市場）[38]及びＣＥＯの集まりであるビジネス・ラウンドテーブルの「会社支配と米国の競争力（Corporate Governance and American Competitiveness）」に関する報告、ＡＢＡ（米国法曹協会）の取締役指針書（The Corporate Director's Guide Book）においても、大規模公開株式会社の取締役会の中に独立的な監査委員会を設置することが勧告または要求されている。このように監査委員会は既に米国において広く確立されている制度である。[39]

（二）ＡＬＩ原則における監査委員会の役割

ＡＬＩは、一九九二年に「コーポレート・ガバナンスの原理」を発表し、大規模公開会社の監査委員会について次のような原則を定めた。ＡＬＩ原則三・〇五条では、「大規模公開会社はすべて監査委員会を設けなければならない。監査委員会は、会社の内部監査や外部会計監査人（external auditor）による独立性のある監査を経て作成された財務諸表の監査を通じて、取締役会が果たすべき年間の会社業務の執行状況を監督する機能を支援するものである。監査委員会は、少なくとも三名以上のメンバーをもって構成し、そのメンバーは、会社に雇用されていない者または直近二年間に雇用されていなかった者もしくは少なくとも経営執行者（senior executives）と重要な関係にない者によって構成されるべきである」旨を定める。そして、監査委員会のメンバーは「取締役会メンバーとして独立した見地から取締役会において意見を述べることができるよう、すべての経営執行者との関係において、経営執行者から全く自由で独立性を持った取締役だけで構成すべきである」とされる。

（三）近年の監査委員会をめぐる動き

コーポレート・ガバナンスの改革は、エンロンの崩壊以前から議論の対象となっていたが、進行中であったエンロン破綻以降は、急速に改革の気運が高まった。この議論の出発点になるのが、一九九九年度の「監査委員会の効率性の改善に関するブルー・リボン・コミッティーの報告と勧告」（Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving the Effectiveness of Corporate Audit Committees）である。[40] 一九九八年九月、ＳＥＣのアーサー・レビット委員長がニューヨーク大学で「The Numbers Game（不正まがいの会計上の数値合わせを行うこと）」と題する講演を行い、[41] 信頼に足りる財務報告手続を確保するためには監査委員会の充実が必要だと訴えた。それを受けて、ＳＥＣとＮＹＳＥ、ＮＡＳＤＡＱにより、ブルー・リボン・コミッティーが設置され、同報告書がまとめられた。この報告書の目的は、公開会社による財務情報開示の適法性だけではなく、その質を確保するために、監査委員会を充実させることにあった。ブルー・リボン委員会の主な勧告事項として以下のようなものが挙げられる。第一に、会社の監査委員会が最低三人の独立した取締役からなり、[42] 独立した構成員と言うための監査委員の独立性の問題について、より厳格な判断基準を採択することによって、監査委員会全体の独立性を高める。[43] 第二に、監査委員会の各構成員が企業財務についての基礎知識を有することを求める。[44] 第三は、内部監査担当役員、外部監査人の独立性を確保する。[45] 第四は、監査委員会と外部監査人が密接に連係し、会社の選択した会計政策の許容性を判断するのみにとどまらず、その質（quality）についても協議を行う。[46] これら一連の勧告は、社外監査と社内監査が、自由に、そして密接に監査委員会と協議することを推進することにある。[47]

一九九九年、ブルー・リボン・コミッティーの勧告を受けたＳＥＣは、登録会社に対し、監査委員会の存在とその機能の開示を要求する新規則を採用した。[48] またＮＹＳＥ、ＡＭＥＸ、ＮＡＳＤＡＱも上場規則を改正し、監査委

員会が三名以上の独立性の要件を満たす社外取締役によって構成され、そのうち少なくとも一名以上は財務もしくは会計の専門的知識を有しなければならないことを定めた。[49]

（四）エンロン破綻以降の監査委員会に関する改革

二〇〇一年一〇月から明らかになったエンロン社の巨大な会計不正以降も重大な不正が相次いだ結果、コーポレート・ガバナンスの問題は、過去二五年間とは比べられないほど米国人の関心を集めている。[50] 米国政府は、このような想像を絶する会計操作事件で、世界最高の透明性を誇っていたはずの米証券市場や、米企業統治の信頼が致命的な打撃を受けたことを認め、具体的な改善策に総力を挙げている。[51] 二〇〇二年七月三〇日には、サーベンス・オクスリー法、いわゆる米企業改革法（Sarbanse-Oxley Act of 2002）が制定された。ここでは、エンロン事件以降、米企業統治に関する改革の中で、最も重要な改革である①ＮＹＳＥによる上場基準を改正する提案、②米企業改革法に焦点をおいて、現行の監査委員会を巡る法制の主な内容を検討したい。[52]

（1）ＮＹＳＥの提案[53]

ＮＹＳＥの提案は監査委員会のみならず、取締役全体に対するものである。[54] まず、取締役に関しては、[55] 第一に、上場会社の取締役は過半数が独立取締役でなければならないとする。第二に、上場会社は、独立取締役のみで構成される指名委員会および報酬委員会を設置しなければならない。現行の上場基準が監査委員会の設置のみを強制していたのに対し、指名委員会と報酬委員会の設置を強制したのが特徴である。第三に、取締役が独立取締役といえるためには、取締役が会社と重要な関係を有しないことと、過去五年間会社の従業員や社外監査人ではなかったことが必要である。第四に、非業務執行取締役（non-management directors）が経営陣に対してより効果的なチェ

ック機能を果たせるようにするため、経営陣を交えない形での会議を開催することを要求している。

次に、監査委員会に関連するＮＹＳＥの提案[56]であるが、第一に、独立性を判断する従来の基準に加え、取締役としての報酬以外に会社から報酬を受け取ってはならないことを要求している。また、監査委員会の各メンバーは基本的な財務諸表に関する専門的な知識を有するものでなければならないとしている。第二に、独立の監査人を雇用・解雇し、独立監査人との間の重要な非監査業務関係を承認する独占的権限が監査委員会に与えられている。第三に、その他、監査委員会の書面による設立事項の提起に関して詳細な要件を規定している。もっとも、エンロン事件以前にもＮＹＳＥの上場基準では、監査委員会が、三名以上の「独立」の、「会計上の知識」(financial literacy)を有する取締役によって構成され、そのうち少なくとも一名が会計もしくは関連する財務管理の専門能力を有しなければならないとされていた[57]。

（2）米企業改革法による監査委員会の規制[58]

米企業改革法では、第一に、監査委員会は、外部監査人の任命、報酬及び監督について直接的な責任を負うものでなければならないとし（三〇一条）、第二に、外部監査人は、監査委員会に対して直接報告を行うものでなければならないと定めている。この時、監査委員会のメンバー全員は独立の取締役でなければならない（三〇一条）。「独立」の要件として、取締役としての報酬以外のいかなる報酬も発行会社から得てはならず、また発行会社およびその子会社の関係者であってはならない。参考として、ＮＹＳＥは、会社株式の二〇％以上を直接・間接に保有する監査委員会構成員は、監査委員会の委員長や議決権を有する委員になることができないと発表している[59]。また、第三に、監査委員会に対しては、会計、監査等に関して発行会社が受領した抗議等に対処する手続および疑義のある会計ないし監査事項に関する従業員からの秘密かつ匿名の告発に関する手続（内部告発手続）を整備しなければな

らない旨が義務づけられている（三〇一条）。そして、第四に、監査委員会には、独立の弁護士その他の必要なアドバイザーを雇用する権限が認められ、また、発行会社は、監査委員会に対して、外部監査人および右のアドバイザーに対する報酬の支払いのための適当な財源を与えなければならないとされている。そして、第五に、本法においては、ＳＥＣに対して、監査委員会のメンバーに一人以上の財務専門家が含まれているか否かを開示することを要求する規則の制定を義務づけている（四〇七条）。

これらの米企業改革法の規制の下で、二〇〇三年四月九日には、ＳＥＣによる規則が制定され、四月二五日から発効している。また、米企業改革法四〇七条に関しても、ＳＥＣによる規則が二〇〇三年一月二三日に制定されている。そこでは、監査委員会のメンバーについて、独立性を強化し、また、専門性をその要件とし、更に、内部告発制度の設置を監査委員会の権限とすること、マネージメントとの利益相反を考慮して、独自の専門家（弁護士等）を雇用する権限が与えられたことが注目される。(60)

本来、米国の州会社法上、監査委員会の設置はコネチカット州を除いては法律によって監査委員会の設置が強制されず、会社は自主的に監査委員会を設置している。しかし、ＮＹＳＥやＡＭＥＸ、ＮＡＳＤＡＱでは上場基準として監査委員会の設置を要求し、ＳＥＣ規則においては監査委員会に関する情報開示要件を規定している。(61) そして、今回の米企業改革法はすべての上場会社に独立性を有する監査委員会の設置を強制している点でその意味が大きい。

四　米国の監査委員会制度改革からの示唆

（一）モニタリングモデルにおける社外取締役の役割

これまで米国における最近の監査委員会をめぐる動きを概観した。監査委員会がその経営監督機能を実行するた

めには、米国のように監査委員会の委員である取締役の独立性が保障されなければならない。監査委員会の職務は、財務・計算書類の審査および会計監査人との連携を通して、経営陣の業績評価の前提となる会計情報・数値の正確さを確保し、また法遵守・リスク管理のための内部統制システムが適切に機能しているかどうかを定期的にチェックすることにある。[62] そして、モニタリングモデルにおいて社外取締役制度は基本的な前提であり、[63] 取締役会の運営において、モニタリングを適切に行うために、監査委員会を設置・運営し、社外取締役に監査委員を担当させている。米国型のモニタリングモデルと不可分の存在として社外取締役が必要であり、[64] 監査委員会がその経営監督機能を実行するためには、監査委員会において経営陣と独立している独立取締役がどの程度構成されているかが重要である。

本稿では、次に、最近の米国における監査委員会制度の規定を中心に、日本・韓国との比較検討を行う。監査の独立性を確保するために取締役の独立性をいかに確保するかという点に着目するとともに、日本と韓国の現行法上の問題点を踏まえて、監査委員会を効率的に運営するための幾つかの争点を取り上げて検討することにしたい。

（二）監査委員会のメンバーの構成

米国の場合は、前述のように　ビジネス・ラウンドテーブルの報告書とＡＢＡの取締役指針書においても、大規模公開株式会社の取締役会の中に、独立的な監査委員会を設置することが勧告または要求されている。そして、ＮＹＳＥ、ＡＭＥＸ、ＮＡＳＤＱも上場規則を改正し、監査委員会が三名以上の独立性の要件を満たす独立取締役によって構成されることを原則とした。米企業改革法の三〇一条は、監査委員会メンバー全員が独立取締役で構成されるべきことなど監査委員会の独立性確保に関して厳しい基準を定め、同条およびその下におけるＳＥＣ規則に反

する公開企業につき、ＮＹＳＥやＮＡＳＤＡＱ等の市場からの退出を強制するという企業統治システムの重要部分に関する厳しい事前予防規則を定めている。[65]

（1）常勤監査委員について

日本の場合、平成十四年改正において、委員会等設置会社という新たな会社機構形態が導入された。具体的には、大会社または見なし大会社において、取締役会の中に、いずれも社外取締役が過半数を占める監査委員会、指名委員会、報酬委員会という三つの委員会を設置するとともに、業務執行を担当する執行役を置き、取締役会決議事項についての決定権限を大幅に執行役に委任できるものとしている（商特二一条の五、二一条の七第三項、二一条の一二）。委員会等設置会社は、監査役を置くことができず（商特二一条の五第二項）、監査委員会が設けられる。監査委員会のメンバーである監査委員は、その過半数が社外取締役であることが要求される（商特二一条の八第四項但書）。[66]

ＮＹＳＥや米企業改革法では、全員が独立取締役によって構成される監査委員会を要求している。しかし、委員会等設置会社の監査委員会については、社外取締役に適切な人材が不足していると指摘される日本の現状を考慮し、また、大会社の監査役については平成十七年五月から半数以上が社外監査役であることが要求されることも踏まえ、他の委員会の構成と同様に、最低限の基準として、三人以上の監査委員のうち、過半数を社外取締役が占めることを要求することとしたものである。[67]

監査の効率性を構築する側面から見ると、監査委員の中には、監査業務の遂行上、経営陣から必要な協力を得るため、それに適している者も含まれるべきである。しかしながら、この役割を期待する一方で、その監査委員に対して同時に独立性を強調することは現実的に不可能であるので、この委員に対しては、常勤取締役として監査の業

務を遂行するように経営陣との協力関係を維持・強化することがより効果的であると思われる。日本の委員会等設置会社の監査委員では、常勤者を定めることが要求されておらず（商特一八条二項対照）、常勤者がいないことは、監査業務に必要な情報収集の点で十分な効果が期待できない可能性があるし、監査委員会の適法性監査が適切になされるかは疑問である。[68] そこで、監査委員会による監査の実効性を確保するために、常勤の監査委員を置くと共に取締役の過半数を社外取締役が占めるような運用をすべきとの指摘がある。また、社外取締役の割合については、過半数ではなく、委員全員を社外取締役にすべきであるとの意見もある。[69] ＡＬＩ原則三・〇五条やＳＥＣ規則などのように、[70] 監査委員会が経営陣及び内部監査人、外部会計監査人と随時意見交換を行うことを前提とした制度を設けるなら、監査委員が経営陣から必要な協力を得ることが困難であるという問題はある程度解決できると考える。従って、監査委員会は米国のＮＹＳＥ、米企業改革法などのようにその構成員全員を社外取締役で構成することを原則とすることが、監査委員会の独立性をより強化する点から望ましいものと考える。

韓国の場合、一九九九年改正商法は、会社は定款の定めるところにより監査役に代えて監査委員会を設置することが可能であり、監査委員会は三人以上の取締役によって構成され、社外取締役が三分の二を占めることを定めている（韓国商法四一五条の二）。一方、商法改正に続いて、資産総額二兆ウォン以上の上場会社、証券会社および保険会社ならびに銀行等は、証券取引法、保険業法および銀行法などによって監査委員会の設置を強制されることとなり、それらの会社では従来の監査制度を選択することは不可能となった。そして、監査委員会制度を強制される大規模証券会社、株券上場法人及び協会登録法人の監査委員会は、全委員の三分の二以上を社外取締役で構成するよう定めている（証券取引法第五四条の六第二項、第一九一条の一七第二項）。これと関連して、企業支配構造改善事業団は、企業支配構造を改善するために報告書を作成し、[71] 長期的には監査委員会の構成に関して、監査委員

は全員社外取締役とすべきであると提案している。もっとも、韓国においても、監査委員全員ではなく三分の二以上を社外取締役で構成するよう定めている現行法に賛成し、常勤取締役が監査の業務を遂行する方が経営陣とのより緊密な関係が築けるため効果的であると主張する意見もある。(72)

（2）会計専門家について

前述のように、ＮＹＳＥ、ＡＭＥＸ、ＮＡＳＤＡＱによると、監査委員会の各委員は会計上の知識を有する取締役によって構成され、そのうち少なくとも一名が会計もしくは関連する財務管理の専門能力を有しなければならないとした。米企業改革法四〇七条も、ＳＥＣに対して、監査委員会のメンバーに一人以上の財務専門家が含まれているか否かを開示することを要求する規則の制定を義務付けている。(73) 投資家が市場に対する信頼を保つためには会計の透明性と真実性は最も重要であり、それらは、監査委員会の機能や活動に左右される。その意味で、監査委員会の中に会計専門家が必ず含まれることと、監査委員会の中で社外取締役である者は外部監査人からも独立性が確保されるべきである。

（三）社外取締役の資格要件

米国では、業務執行者からの独立性を問題にするとき、より細かく、業務執行者との親族関係や会社との取引関係などにまで踏み込んで、その独立性を規定している。(74) 例えば、ＡＬＩ原則は、三つの委員会の構成員について、全員に雇用関係がないこと（過去二年を含む場合がある）と共に、過半数は上級業務執行者と「重要な関係」を有しないことを公開会社に要求し、「重要な関係」として、親族関係、取引関係も含む詳細な定めを設けている。(75) また、ＮＹＳＥの現行の上場基準は、監査委員会メンバー全員が、経営陣及び会社から独立した判断を行うことを妨

げるような関係を会社に対して有してはならない旨を定めるとともに、具体的に、雇用関係がある場合（過去三年間）、事業上の関係がある場合、取締役が他の会社の業務執行者であり、当該他の会社の報酬委員会メンバーが会社の業務執行者となっている場合、親族関係がある場合について、それぞれ詳細な定めを置いている。[76] なお、当該会社においての雇用経歴の経過期間に関してはＡＬＩ原則で二年、ブルーリボン・コミッティーで五年、主要証券取引所で三年と規定されている。[77]

日本の場合、社外取締役の定義は、①現に会社の業務を執行しない取締役であり、②過去にその会社または子会社の業務を執行する取締役、執行役または使用人であったことがなく、③現に子会社の業務を執行する取締役もしくは執行役、または、④会社もしくは子会社の使用人でない者、である（商法一八八条二項七号）。この点、監査委員についても、監査対象である取締役・執行役からの独立性が確保されなければならない。そこで、商法特例法では、監査委員の資格について監査委員会を組織する取締役は委員会等設置会社もしくはその子会社の執行役もしくは使用人またはその子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができないと規定している（商特二一条七項）。

しかし、先に述べたように、社外取締役は、委員会等設置会社の取締役会が経営陣から独立した立場で十分な監督機能を行使することができるようにするという極めて重要な役割を負っている。そこで、特に委員会等設置会社における社外取締役の独立性の重要性を考えると、委員会等設置会社の委員会についてのみ、社外取締役の要件を厳格にすることも考えられる。[78] また、米国のように、業務執行者との親族関係や会社との取引関係などにまで踏み込んで、独立性の要件を検討することが望ましいと考える。日本の場合、社外取締役の要件を厳格にすると、人材確保の問題が生じる可能性があると指摘されることもあるが、この問題に対しては、独立した社外取締役の人材を得る見込みがない会社は、委員会等設置会社への移行を断念すべきであり、米国の制度を参考に、要件の見直しを

検討すべきであろう。[79] さらに、以下に述べる韓国の社外取締役の資格要件が厳格である点は（親会社・子会社・重要な取引先等の役職員や取締役の近親者、さらには大株主とその近親者などが排除される）、今後の独立性の要件の見直しの参考になると思われる。

韓国の場合、前述したように、韓国商法及び証券取引法では、監査委員会の独立性を確保するために監査委員会の三分の二以上が社外取締役で構成され、社外取締役になれない者を規定している（韓国商法四一五条の二第二項、証券取引法五四条の六第三項）。すなわち、①会社の業務を担当する取締役及び使用人、または選任された日から二年以内に業務を担当した取締役及び使用人であった者、②大株主が自然人である場合、本人・配偶者及び直系尊・卑属、③大株主が法人である場合、その法人の取締役・監査役及び使用人、④取締役の配偶者および直系尊・卑属、⑤親会社または子会社の取締役・監査役及び使用人、⑥会社と取引関係など重要な利害関係にある法人の取締役・監査役および使用人、⑦会社の取締役及び使用人が取締役を担当している他の会社の取締役・監査役及び使用人などは社外取締役になれないと規定している。

また、社外取締役の資格に関して、韓国商法と証券取引法は、退任後二年経過すれば企業との関連性が消滅され独立性の要件を充たすと判断している。しかし、退任後二年の経過だけで、当事者が会社や経営陣からの独立性を確保できるかは疑問であり、立法論としては米国のように三年以上に延ばすことが望ましいと思われる。

（四）監査委員会の機能と権限

米国における監査委員会の基本的な機能は、取締役会の監督を行い補助することである。このため、ＡＬＩ原則三・〇五条では、大規模公開会社では独立的な監査委員会を設置することを強制し、監査委員会の一般的任務とし

て財務資料の作成過程と内部統制の審査、会社の外部会計監査人の独立性を定期的に審査しなければならないと規定している。また、ＡＬＩ原則三Ａ・〇三条は、実務上の勧告として、監査委員会の具体的な職務を規定している。[80] 監査委員会の主な機能の一つは、外部監査人による財務報告書の監査および内部監査人による財務監査を充実し、独立性を保障することである。[81] 監査委員会は外部監査人の推薦、監査範囲と監査方法に関する外部監査人との協議、監査結果の検討、決算手続の再調査などの権限を保有することによって、会社の財政の健全性と財務統制および財務報告の確実性について独立して調査を行う。この役割を遂行するために、監査委員会はすべて社外取締役で構成される。これは、経営者が外部監査人の監査に不当に介入することによって起こる弊害を防止するためである。すなわち、監査委員会の設置によって外部監査人の独立性が強化される。また、監査委員会の設置により、会社内部の財務監査を通じて経営者を監視することができるので、監督機能の活性化にも有益である。特に、経営者による不正行為と違法行為を事前に発見し、是正することが期待される。

（1）業務監査の範囲に対する問題

米国の場合には、前述のように監査委員会は会計監査を主たる業務とし、業務監査はこれに関連して補助的な事項として実施されている。これに対して、日本では、監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査権限を有するとともに、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する権限を有している（商特二一条の八第二項一号二号）。日本においては、監査委員会の有する監査権限は、一般の大会社における監査役の権限と類似していると言うことができる。そして、この権限を監査委員会が十分に行使することができるようにするため、監査委員会を組織する取締役に、一般の大会社における監査役と同様の調査等の権限を付与している（商特二一条の一〇）。韓国では、監査委員会は日本と同様に会計監査を含めて業務全般を

監査する権限を有する（韓国商法四一五条の二第六項、第四一二条）。

監査委員会に業務監査権を付与する場合、従来の監査役の権限に関する議論と同様、取締役会の経営監督権限と監査委員会の監査権限の範囲が問題となる。この問題に対しては、日本では以下のような議論の対立がある。一つは、監査委員会は執行役の違法行為差止請求権を有し（商特二一条の一〇第五項）、指名された監査委員は取締役・執行役に対し訴えを提起できることから（商特二一条の一〇第六項二号）、監査委員は適法性監査の権限を有するとされる説であり、[82] もう一つの説は、監査委員会の監査委員は取締役であり、取締役は取締役会において妥当性についての監督を行えることから、監査委員会の権限は適法性監査だけではなく妥当性監査も含むという考えである。[83] 確かに、取締役会が監督権を有するので、この監督権と重複する監査委員会の業務監査権は排除されるのが効率的ではあるが、これが正当化されるためには取締役会の監督権が適切に行われることが前提であろう。この点、日本においては、監査役制度改革の中で、常に取締役会の形骸化の問題が指摘されてきたという背景があり、その形骸化の問題を改善するために監査委員会制度が導入されることになったと思われる。そうすると、監査委員会の業務監査権は当然に認められるべきであり、その範囲は適法性監査はもちろん、妥当性監査にまで及ぶと考えるべきである。

今後、監査委員会が経営監督機能を効果的に行うためには、上述した米国の経験と制度を参考にする必要があると思う。すなわち、監査委員会の監査は、実際に公認会計士など専門資格を持っている外部監査人により行われることを基本とし、監査委員会は外部監査人と社外取締役、また外部監査人と取締役会および上級経営者間の意思疎通の場として、外部監査人と監査結果に対する意見を交換する場としなければならない。また、内部監査人との適切な関係を維持し、監査委員と内部監査人の間で、経営監督および監査業務に対して意思の疎通が図らなければな

らない。

（2）自己監査に関する問題

監査委員は執行役の監督もし、取締役や取締役会の監督もするので（商特二一条の八第二項一号）、この部分では自己監査の可能性が指摘されている。監査委員は、取締役として、取締役会における経営の基本方針や執行役の選任、役割分担等に直接関与するので、自己監査の問題は生じる一方、取締役の一員として、経営の基本方針に従って健全かつ公正妥当に経営が遂行されているかどうかをチェックすることが監査委員の基本的な任務である。この役割との関連において、監査委員は、取締役会において、執行役が提示する経営の基本方針が会社の状況等に照らして適切であるかどうかをチェックすることとされ、これはむしろ効率性監査にプラスになるとされている。(84)

なお、監査委員会の権限が適法性監査に限定されるとする意見は、その監査の時期が事後的に行われるので、自己監査の可能性が確かに存在するが、監査委員会の権限が妥当性監査まで含むという意見から見ると、その権限行使も事前に行われるため、自己監査の可能性はそれほど大きくないと考える。

（五）監査委員の注意義務に関する議論

日本においては、監査委員会の委員は、取締役の地位にある者で会社との関係において委任に関する規定を準用する（商法二五四条の第三項）。そして、取締役は会社に対し善良な管理者の注意義務を負う（善管注意義務―民法六四四条）。さらに、取締役は、法令・定款の規定や株主総会の決議を遵守して会社のために忠実にその職務を執行する義務を負っている（忠実義務―商法二五四条の三）。監査委員が負担する注意義務は既存の取締役が負っている義務と比べて相当な変化があると思われる。この変化は監査業務が委員会制度を利用して実施されることに

伴う結果である。

委員会制度は、前に述べたように基本的に会社業務の特定の側面を監督する責任を効果的に遂行し、また会社の利益のため、特別な知識を使うなど、時間的な余裕がない社外取締役が直面する問題を解決するために考案された。特定の委員会に属する取締役は、その委員会の問題に特別な時間を投資することを期待されている。[85] 委員会の取締役は経営陣を通してもれなく定期的に会社の情報を獲得できる地位にある。[86] 韓国の二〇〇一年商法改正で、取締役の守秘義務を新設したのもこれを反映したものである。すなわち、取締役が代表取締役を通して他の取締役または使用人の業務に関して、取締役会に報告することを要求できるとし（韓国商法三九三条第三項）、取締役が業務執行の状況を3か月に一回以上取締役会に報告することにした（同条第四項）。また、取締役が職務上知り得た会社の営業上秘密を漏らさないようにした（第三八二条の四）。従って、このような委員会制度の下で運用される監査委員会に属する取締役（監査委員）は会社の運営に関して、高い注意義務を払わなければならない。この点において、委員会制度を導入していない既存の取締役会の取締役の責任とは区別されると考える。

五　おわりに

上場会社に監査委員会を設置することによって、監査委員会の権限の範囲をどのように設定するかは問題であり、また、委員会設置に伴う企業負担の増加や株式会社の監査役制度との均衡についても、検討すべき点は多い。現行の商法上の監査制度は、国際的見地から見ると日本と韓国で類似した点が多いが、上場企業の透明性が深刻な問題となっている状況下では、経営組織を世界的な趨勢と国際資本市場に合わせて変革する必要がある。日韓はこれまで、監査制度の活性化のために幾度かの商法改正を通して監査権限を拡大してきたが、監査役の機能が発揮できず

形骸化してきたのも事実である。私見では、既存の監査役制度は廃止する方向に行くのが望ましいと考える。その理由として、まず、監査役は会社業務に関する意思決定に直接参加せず第三者的な立場から監査をするので自己監査の可能性が高い取締役会の監督権より優れているという利点はあるものの、これは日常業務に参加していない社外取締役が監査委員会に参加することで、監査委員会が監査の機能を代替することが可能である。そして、監査委員会は外部監査人の選任に実質的な権限を持ち得るものであり、会社の内部統制システムによる内部監査と外部会計監査人を連結して効果的な監査を遂行することについて、優位性があると考える。

また、前述した米国における最近の動向のように、会社業務執行を執行役員に任して取締役会は経営監督権を行使する一方、その取締役会の経営監督権を具体的に強化・実行するために監査委員会を置いて、執行機構と監督機構を分離して効率的な経営監督を行い得る。この監査委員会の監査機能を強めるためには、外部会計監査人の機能も強化する必要があり、米国型の米企業改革法が参考になると考える。また、企業が経営の透明性を構築し、世界的に競争力を持つために、社外取締役を中心とする取締役会の活性化を図ることが重要である。

（1） Melvin A. Eisenberg, THE STRUCTURE OF THE CORPORATION, L&B, 1976.

（2） Melvin A. Eisenberg, Symposium : *Corporate Law and Social Norms*, 99 Colum. L. Rev. 1253 (1999).

（3） 日本におけるモニタリングモデルの紹介として、川濱昇「取締役会の監督機能」『企業の健全性確保と取締役の責任』（有斐閣、一九九七年）を参照。

（4） Edward S. Herman, *Corporate Control, Corporate Power*, New York, Cambridge University Press.1981, 83 Colum. L. Rev. 238, at 3.

（5） Eisenberg, *supra* note 2, at 1279.

(6) *See*, ALI, Principles of Corporate Governance Analysis and Recommendations, (1994) § 3.05, § 3 A. 02-05.

(7) ALI原則では「独立」という言葉を使わず「上級執行役員と重要な関係のない者」（一・三四条）と表現されているだけだが、本稿では、便宜のため独立という言葉を使用する。川濱昇・前掲注（3）二一頁。

(8) Hugh F. Sharber, A Realistic Duty of Care for Outside Bank Directors, 51 Tenn. L. Rev. 569, at 592(1984).

(9) *See*, George W. Dent, *The Revolution in Corporate Governance, The Monitoring Board and the Director's Duty of Care*, 61 B. U. L. Rev. 623, at 662 (1981).

(10) *See*, Arthur W. Hahn & Carol B. Manzoni, *The Monitoring Committee and Outside Director's Evloving Duty of Care*, 9 Loy. U. Chi, L. J. 587, at 600 (1978) ("the placement of an outside director on a committee which he some responsibility for [Management supervision] will enable the director to gain access to corporate records"); Soderquist, *Toward a More Effective Corporate Board: Reexamining Role of Outside Directors*, 52 N. Y. U. Rev. 1341, at 1363 (1977) ("Considering the time outside directors can reasonably be asked to devote to their jobs... monitoring, advice-giving, and acting in emergencies is the most we can ask of them.").

(11) *See generally*, Model Business Corp. Act. Ann. 2d § 35, P 1 comment, at 254-259 (Suat.1977) (discussing reasons for amending § 35).

(12) ALI, *supra* note 7, at 77-133.

(13) 中田直茂「エンロン破綻と企業統治・ディスクロージャーをめぐる議論（上）」商事法務一六二九号二七頁（二〇〇二年）。

(14) 日本経済新聞朝刊（二〇〇三年六月十七日）記事参照。

(15) 始関正光「平成十四年改正商法の解説［V］」商事法務一六四一号一九頁（二〇〇二年）。

(16) Courtney C. Brown, Putting the Corporate Board to Work, Macmillan Publishers, 1978, at 115-116；洪復基「取締役会とその委員会」上場協第三九号二頁参照（一九九九年）。

(17) Jeremy Bacon & James K. Brown, Corporate Directorship Practices: Role, Selection, and Legal Status of the Board, Conference Board Report No. 646, at 100-101.

(18) American Bar Association, Model Business Corporation Act Annotated, 3 rd ed., Law & Business, 1985, at 86.
(19) *Id*., at 913.
(20) Weidenfeld v. Sugar Run Railroad Co., 48 F. 615 W.D. Pa. 1892 ; Fensterer V. Pressure Lighting Co., 85 Misc 621, 149 NY Supp 49(N.Y.C. City Ct 1914).
(21) A.B.A., Model Bus. Corp. Act Ann., §8. 25, at 913.
(22) Genzer v. Cunningham, 498 F. Supp. 682 E.D. Mich., 1980 ; Helms v. Home Owner's Loan Corp., 129 Tex. 121,103 S.W. 2 d 128, 1937.
(23) A.B.A., Model Bus. Corp. Act Ann., at 917.
(24) *Ibid*., at 86.
(25) Conference Board Report No. 728, at 85-86.
(26) Jeremy Bacon, Corporate Directorship Practices : Membership and Committees of the Board, The Conference Board Report No.588, 1973.
(27) Jeremy Bacon, Corporate Directorship Practices : Compensation 1977, The Conference Board Report No.740, 1978.
(28) *See*, Conference Board Report No. 886, at 5.
(29) Korn/Ferry International, 26 th Annual Survey of Directors Study 10 (1999).
(30) ALI, *supra* note 7, Part III, Reporter's Note 1.
(31) John C. Burton, Richard E. Palmer & Robert S. Kay, Handbook of Accounting and Auditing, Warren, Gorham & Lamont, Inc., 1981, at 10-12.
(32) *See*, ALI, *supra* note 7, Part III, §3.05, Reporter's Note 4.
(33) 監査制度委員会「米国の Audit Committee（監査委員会）と日本の監査制度の比較」月刊監査役四五二号一七三頁［資料一］（二〇〇二年）。
(34) water gate 事件をきっかけに米国議会は一九七七年一二月に Foreign Corrupt Practices Act を制定した。この法律

では、会計記録の作成・保管と内部統制システムの設置について取締役会のみその義務を負担すると規定していないが、取締役会の中にも監督委員会がその役割を果たすべきであると考える見解が多い。Homer L. Bates and Phillip M.J. Reckers, Complying with the Foreign Corrupt Practices Act, in edited by F.D. Sturdivant and L.M. Robinson, The Corporate Social Challenge; Cases and Commentaries, Richard D. Irwin Inc.,1981,at.371-379.Hurd Baruch, *The Foreign Corrupt Practices Act*, Harvard Business Review, January-February 1979.

(35) これに関しては AICPA Executive Committee Statement on Audit Committee of Boards of Directors July 20, 1967; New York Stock Exchange, Inc., Recommendations and Comments on Financial Reporting to Shareholders and Related Matters,5(1973); New York Stock Exchange, Inc., Listed Company Manual, §303.00.

(36) 正式名称は The National Commission on Fraudulant Financial Reporting で、他は Treadway Commission ともいう。監査制度委員会「米国の Audit Committee（監査委員会）と日本の監査制度の比較」・前掲注（33）一七六頁。

(37) American Stock Exchange, Listed Company Guide, §121.

(38) Schedule D to the NASDAQ By-Laws.

(39) *See*, ALI, *supra* note 7, Part III, §3.05, Comment a.

(40) Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving the Effectiveness of Corporate Audit Committees, 54 Bus. Law. 1067 (1999).

(41) 前掲注（33）［資料六「ナンバーズ・ゲーム」］一八三頁。

(42) Blue Ribbon Committee, *supra* note 40, at 1078-1079.

(43) *Ibid.*, at 1079-1080.

(44) *Ibid.*, at 1081-1082.

(45) *Ibid.*, at 1084.

(46) *Ibid.*, at 1086.：片木晴彦「監査役と監査委員会」民商一二六巻四・五号一一一頁（二〇〇二年）。

(47) ケニス・デービス（Kenneth B. Davis Jr）「取締役の注意義務（The Director's Duty of Oversight）」商事法研究第一一巻第三号二一七頁（二〇〇二年）。

(48) SEC. Final Rule, Audit Committee Disclosure, Release No. 34-42266 ; File No.S 7-22-99(visited Oct. 20. 2000) (http : //www.sec.gov/rules/final/34-42266.htm).

(49) 中田・前掲注（13）商事法務一六二〇号九頁。

(50) ケニス・デービス・前掲注（47）一八九頁。

(51) Thomas White and James Greig, "Sarbanse-Oxley Act of 2002 (a New Regime of Corporate Governance)", 30 International Business Lawyer, 445(October 2002).

(52) ケニス・デービス・前掲注（47）二一八頁。

(53) 米企業改革の内容は、大きく、①開示・会計に関するもの、②監査人に関するもの、③取締役会（監査委員会を含む）に関するもの、に分けることができる。そして、米大統領・米連邦議会・ＳＥＣなどの改革は、どちらかというと①と②に焦点をおいているのに対して、ＮＹＳＥの改革は主に③に焦点を置いている。河村賢治「米国における企業統治改革の最新動向」商事法務一六三六号五〇頁（二〇〇二年）。

(54) NYSE, NYSE Corporate Accountability and Listing Standards Committee, at 6-24 (June 6, 2002) (http : //www.nyse.com/pdfs/corp_govreport.pdf).

(55) *Id*.

(56) *Id*.

(57) NYSE Listing Company Manual Rules.

(58) The Sarbanes-Oxley Act of 2002, PL 107-204 (HR 3763), July 30, 2002, 116 Stat. 745. : サーベンスオクスリー法の紹介は、太田洋＝佐藤丈文「米企業改革法とＮＹＳＥ・ＮＡＳＤＡＱ新規則案の概要（上）（中）（下）」商事法務一六三九号、一六四〇号、一六四一号（二〇〇二年）参照。

(59) NYSE, *supra* note 54, at 6-24.

(60) 同志社大学監査制度研究会・日本監査役協会関西支部監査実務研究会共同研究報告書「監査役のための株主代表訴訟読本」月刊監査役四八〇号六三―六四頁（二〇〇三年）。

(61) SEC, Final Rule, Audit Committee Disclosure, Release No. 34-42266 : File No.S 7-22-99(visited Oct. 20. 2000)

(http://www.sec.gov/rules/final/34-42266.htm [hereinafer SEC Final Rule)).

(62) 北村雅史「株式会社における経営管理機構改革―各種委員会制度を中心に―」法雑四八巻四号三一五頁（二〇〇二年）。

(63) *See*, Corporate Director's Guidebook, 33 Bus. Law. 1595, 1625-27 (1978) (consider whether all committee positions should be filled by outside directors).

(64) 北村・前掲注（62）三一三頁。

(65) 太田洋「米企業改革法を巡る最新動向及びその影響について」月刊監査役四七一号七頁（二〇〇三年）。

(66) 始関・前掲注（15）一九頁。

(67) 始関・前掲注（15）一九頁。

(68) 吉本健一「委員会等設置会社における監査委員の資格と職務」月刊監査役四七二号五頁（二〇〇三年）。

(69) 内田芳樹・稲田秀「監査委員会を活用した米国起業統治の現状と商法改正への示唆」国際商事法務 Vol. 29, No. 7（二〇〇一年）。

(70) Regulation S-B item 306, 17 CFR 228.306 ; Regulation S-K item 306, 17 CFR 229.306.

(71) 韓国政府の企業支配構造改善のために、諮問をうけた法務法人セイゾン、Coudert Brothers, International Development Law Institute Bernard S. Black 教授が企業支配構造事業団になって、法務部に提出した国際競争力強化のため韓国の企業支配構造最終報告書および法改正勧告案（二〇〇〇年六月）を指す。姜熙甲「米国における株式会社の監査委員会制度に関する最近の動向と示唆」商事法研究第二〇巻第四号六六頁（二〇〇二年）。

(72) 権鍾浩「監査役制度の改善と監査委員会制度の課題」商事法研究第一九巻第三号一二六頁（二〇〇一年）。

(73) その影響について詳しいのは、太田洋・前掲注（65）一二頁。

(74) 前田雅弘「経営管理機構の改革」商事法務一六七一号二八頁（二〇〇三年）。

(75) ALI, *supra* note 7, § 3.05, 3 A.02, 3 A.04, 3 A.05, 1.34.

(76) NYSE, supra note 54, § 3.03. 01(b)(2).

(77) Blue Ribbon Committee, *supra* note 40, at 1079-1080.

(78) 前田・前掲注（74）三五頁。

(79) 森本滋「委員会等設置会社制度の理念と機能［中］」商事法務一六六七号二三頁（二〇〇三年）参照。

(80) すなわち、(a)会社の外部監査人の推薦 (b)外部監査人の報酬、監査契約内容、および独立性についての審査 (c)内部監査担当役員の選任等の審査 (d)外部監査人と取締役会の間、及び内部監査担当役員と取締役との間の伝達のチャネルとしての役務提供 (e)外部監査結果、監査報告書、外部監査人と経営者間のやりとり、内部監査の報告書等の審査 (f)会社の年次の財務諸表および外部監査人の監査証明書等の審査 (g)会社の内部コントロール・システムの妥当性について外部審査人と内部監査担当役員との協議および検討 (h)会計方針の検討等、である。ALI, *supra* note 7, at §3 A.03.

(81) 監査委員会の機能に対してはJeremy Bacon, The Audit Committee, Conference Board Report No.766, The Conference Board Inc., 1979 ; Hurb Baruch, *The Audit Committee ; a guide for directors*, Harvard Business Review, May-June 1980 ; Eugene M. Katz, *Characteristics of an effective Audit Committee*, 115 Banking L. J. 37, 1988.

(82) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』三九八頁（有斐閣、第二版、二〇〇二年）。

(83) 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説［Ⅲ］」商事法務一六二三号二三頁（二〇〇二年）。

(84) 森本滋・前掲注（79）一八頁。

(85) Noyes E. Leech & Robert H. Mundheim, The Outside Director of the Publicly Held Corporation, 31 Bus. Law. 1799, 1907-1911 (1976) (discussion of the committee system and the outside director as used by Feneral Motors).

(86) Aurthur W. Hahn & Carol B. Manzoni, *supra* note 10, at 588. "To the extent that ［outside directors］ possessed the information ［to oversee management］, the data was filtered through management".